

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

R7.4.1
(円)

区分					金額						
					適合証あり (※1)	適合証なし (※2)					
建築物エネルギー消費性能向上計画認定 (別表第67の11)	住宅 A	一戸建ての住宅 (※3)			4,000	誘導仕様基準	17,000	仕様・計算併用法	25,000	標準計算法又は大臣が認める方法	34,000
		共同住宅等 (※4) 及び複合建築物 (※5) に係る住戸部分	戸数区分	1戸	4,000		17,000		25,000	34,000	
				2戸以上4戸以下	8,000		29,000		46,000	63,000	
				5戸以上15戸以下	18,000		51,000		78,000	105,000	
				16戸以上45戸以下	40,000		94,000		136,000	179,000	
				46戸以上	73,000		142,000		199,000	256,000	
				面積区分	300㎡未満		8,000		29,000	46,000	63,000
		300㎡以上2,000㎡未満	18,000		51,000		78,000		105,000		
		2,000㎡以上5,000㎡未満	40,000		94,000		136,000		179,000		
		5,000㎡以上	73,000		142,000		199,000		256,000		
	非住宅 B	非住宅部分 (※6)			300㎡未満	8,000	モデル建物法		標準入力法又は大臣が認める方法	207,000	
					300㎡以上1,000㎡未満	14,000				101,000	260,000
					1,000㎡以上2,000㎡未満	24,000				133,000	336,000
					2,000㎡以上5,000㎡未満	73,000				215,000	480,000
					5,000㎡以上10,000㎡未満	116,000				281,000	591,000
					10,000㎡以上25,000㎡未満	146,000				338,000	699,000
					25,000㎡以上	183,000				397,000	797,000
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定 (別表第67の12)	住宅 A	一戸建ての住宅 (※3)			2,000	誘導仕様基準	8,000	仕様・計算併用法	12,000	標準計算法又は大臣が認める方法	17,000
		共同住宅等 (※4) 及び複合建築物 (※5) に係る住戸部分	戸数区分	1戸	2,000		8,000		12,000	17,000	
				2戸以上4戸以下	4,000		14,000		23,000	31,000	
				5戸以上15戸以下	9,000		25,000		39,000	52,000	
				16戸以上45戸以下	20,000		47,000		68,000	89,000	
				46戸以上	36,000		71,000		99,000	128,000	
				面積区分	300㎡未満		4,000		14,000	23,000	31,000
		300㎡以上2,000㎡未満	9,000		25,000		39,000		52,000		
		2,000㎡以上5,000㎡未満	20,000		47,000		68,000		89,000		
		5,000㎡以上	36,000		71,000		99,000		128,000		
	非住宅 B	非住宅部分 (※6)			300㎡未満	4,000	モデル建物法		標準入力法又は大臣が認める方法	103,000	
					300㎡以上1,000㎡未満	7,000				50,000	130,000
					1,000㎡以上2,000㎡未満	12,000				66,000	168,000
					2,000㎡以上5,000㎡未満	36,000				107,000	240,000
					5,000㎡以上10,000㎡未満	58,000				140,000	295,000
					10,000㎡以上25,000㎡未満	73,000				169,000	349,000
					25,000㎡以上	91,000				198,000	398,000

- ※1 事前に登録建築物調査機関等の技術的基準に適合している旨の審査を受けた場合。
- ※2 事前に登録建築物調査機関等の技術的基準に適合している旨の審査を受けていない場合。
- ※3 一戸建ての住宅・・・住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないもの。
- ※4 共同住宅等・・・共同住宅、長屋、及び、その他1戸建ての住宅以外の住宅。
- ※5 複合建築物・・・共同住宅等を含む建築物。
- ※6 非住宅部分・・・建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分。
- ※7 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の申請において、共用部分を計算する場合においては戸数の区分、共用部分を計算しない場合においては戸数の区分若しくは住戸部分の床面積の合計の区分で定められた金額のうち、いずれか低い方の額とする。

申請の単位は「住宅部分のみ」、「非住宅部分のみ」、「建築物全体」があり、手数料は上記の表の区分に応じた金額を次により算出した金額となります。

「住宅部分のみ」、「非住宅部分のみ」の場合

(1) 複合建築物の住宅部分・・・住戸の総数に応じてA参照（共用部分の規模に関わらず）

(2) 複合建築物の非住宅部分・・・非住宅部分の床面積に応じてB参照

「建築物全体」の場合

(1) 一戸建ての住宅・・・A参照

(2) 共同住宅等・・・住戸の総数に応じてA参照（共用部分の規模に関わらず）

(3) 複合建築物・・・A+Bの合計金額